


所管部課	学校教育部 教育指導課		部長	田村 美砂		
件名	(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子について			区分	○	
				1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例については、令和元年第4回市議会定例会での議案提出に向けて準備を進めている。</p> <p>ここで、条例の骨子がまとまったことから、令和元年7月30日に開催される市議会全員協議会に議題を提出し、別添資料により説明を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例制定の背景</li> <li>② (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の基本的考え方</li> <li>③ (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子</li> <li>④ 委員会等関連図</li> <li>⑤ 今後のスケジュール (予定)</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子について、市議会議員に理解を深めてもらうことができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成31年第1回市議会定例会における市長施政方針で、「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たな条例の制定に向け検討する。」旨、表明している。</p> <p>(2) (仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例及び関係規則については、文書課に審査依頼を提出している。</p> <p>(3) 本条例の骨子については、パブリックコメントの実施を予定している。(令和元年8月1日から9月2日)</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、市議会全員協議会の議題提出に係る手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。